

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp

ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

全ての合併協議項目が確認されました

— 中条町・黒川村合併協議会第五回会議を開催 —

平成十七年二月十五日(火)、中条町産業文化会館において、中条町・黒川村合併協議会第五回会議が開催されました。

会議では、継続して協議を行ってきた地域審議会等の取扱いについて協議され、合併前の黒川村の区域に合併特例法に基づく地域審議会を設置することが確認されました。

これにより、一昨年十二月の任意協議会設立から十四ヶ月にわたる合併協議は、予定されていた全ての合併協議項目について協議を終了しました。

今後、三月一日に合併調印式を行い、両町村の議会で廃置分合議案を審議する予定となっています。



新市名の名付け親大賞発表

第五回協議会では、新市名の名付け親大賞、名付け親賞、特別賞の抽選が行われました。当選者は次のとおりです。

(敬称略・五十音順)

【名付け親大賞】(全国共通商品券十万円相当)

・山口千春(静岡県伊豆市 黒川村出身)

【名付け親賞】(地域特産品一万円相当)

・片野トシ(黒川村大字蔵王)

・菅原章助(中条町大字高野)

・鈴木陽輔(黒川村大字黒川)

・高橋寿一(中条町西栄町)

・南波征二(中条町若松町)

・星野恵利(中条町若松町)

・松川千恵子(黒川村立大長谷小学校)

・松村たまの(中条町東本町)

・森嶋豊(新潟県新井市)

・山口武史(新潟県五泉市)

【特別賞】(地域特産品三千円相当)

【中条町】池田文男(星の宮町)／石井ノブ子(塩津)／今田直生(長橋下)／小室和子(西本町)／近誠吾(城塚)／斎藤三郎(羽黒)／斎藤孝三(大字柴橋)／斎藤学(羽黒)／佐久間孝(東本町)／佐藤華奈子(大字野中)／佐野修吾(大字北成田)／須貝亘(西栄町)／杉井栄一(菅田)

／鈴木静男(大字船戸)／鈴木鉄男(星の宮町)／園部勝雄(東本町)／高橋厚子(寅田)／高橋薫(星の宮町)／高橋和雄(星の宮町)／高橋久美子(大字荒井浜)／飛田野茂(西条町)

【黒川村】金子良雄(大字塩沢)／佐藤房子(大字鼓岡)／椎野沙彩(大字下館)／菅原幸子(大字東牧)／鈴木るみ(大字塩沢)

【県内】木龍幸子(新潟県豊栄市)

【県外】金澤賢一(神奈川県横浜浜市)／高橋雄樹(東京都荒川区)／柳沼幸男(東京都練馬区)

たくさんのご応募ありがとうございました。

第5回協議内容

【協議事項】

◆議案第十号

「地域審議会等の取扱いについて」

(確認)

合併特例法第五条の四第一項の規定に基づき、合併前の黒川村の区域に黒川地区地域審議会を設置する。原案のとおり確認されました。

今後の主な予定

◆合併協定調印式

両町村長が、これまで協議してきた内容をまとめた合併協定書に調印を行います。

とき 平成十七年三月一日(火)

午後二時から

ところ 中条町産業文化会館

◆第6回合併協議会

平成十七年度事業計画や協議会予算、新市の市章の公募等について、協議される予定です。

とき 平成十七年三月二十五日(金)

午後二時から

ところ 中条町産業文化会館

地域審議会の設置に関する協議事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の黒川村の区域（以下「設置区域」という。）に黒川地区地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成17年9月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 設置区域にのみ行われる事務・事業
- (2) 設置区域に特別に利害関係のある事務・事業

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者又は設置区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役職員
- (2) 学識経験等を有する者
- (3) 公募による者

3 前項第3号の委員の人数は5人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は毎年度開催するものとする。

3 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

4 会議は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

5 会議の議長は、会長をもって充てる。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、支所において処理する。

(雑則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

この協議事項は、平成17年9月1日から施行する。